



大岡川安全航行ガイド

2016年3月31日 改版

「大岡川安全航行ガイド」作成の背景

事故を起こさないためにみんなで守るルール

横浜市街地内を流れる大岡川は、「大岡川河川再生計画」（神奈川県策定）に基づき、大岡川夢ロードや大岡川桜栈橋などの親水施設が整備され、お祭りやイベント等で利用されてきました。近年では、シーカヤックやSUP(スタンド・アップ・パドルボード)等の非動力船による航行もみられ、年々その利用者は増加しています。「大岡川安全航行ガイド」は、こうした河川利用の活性化や利用者数の増加を背景に、未然に事故やトラブルを回避し、河川を利用する上での安全性を担保するために関係行政機関、事業者、関係団体、利用者の意見を反映して作成した大岡川の航行ガイドであり、大岡川親水施設利用者の自主的な取り決めとして、平成27年7月に作成されました。

このルールを守るという決意をもって協議に参加した者すべてが守るルールです。



動力船



E ボート



競技用ボート



シーカヤック



SUP

対象水域

本安全航行ガイドの対象水域は、下図に示す「北仲橋～Y校前」迄とします。この対象範囲を航行する船舶は、海上交通関係諸法令を遵守し、互譲の精神で通航することとします。尚、**対象水域内において動力船が航行する場合は原則、最徐行とします。**

【大岡川の水域特性】水深が浅い・見通しが悪い・満潮時は橋の桁下が低い・多様な非動力船の活動水域



基本的ルール

01. 右側通航

・適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する場合、できる限り右側に寄って通航するものとする。

02. 非動力船の通航方法

・非動力船の通航時は、動力船が水深の関係上中央付近の航行を余儀なくされる事を留意し、動力船に対して速やかに進路を譲ること。

03. 動力船の通航方法

・追越しを行う場合は、危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の航行に支障を与えないよう十分な距離をもって追い越すものとする。

・河道を横切の場合は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとする。

・行き合う場合において、衝突するおそれがあるときは、互いに進路を右に転じるものとする。

・河川を上流に向けて通航するものが、航路を譲るものとする。

・航行時に非動力船を発見した場合は、自船の起こす引き波の危険性を留意し、微速にて航行すること。

・初心者、不慣れた利用者がいることを留意し、対象水域を航行する際は最徐行を行う。

04. その他事項

・対象水域を利用する各団体の代表は、先導者およびガイド役に救命の技術の習得並びに救命施設の場所、危険回避の為のスキルアップを指導すること。

・対象水域を利用する団体は、相互理解の精神をもち、安全に楽しく使える河川にするために努力すること。

・栈橋を利用する団体は、安全確保のために救命胴衣を装着すること。また栈橋内も同様とする。

・ゴミは川に捨てない、出たゴミは持ち帰る。

ルールを守る続ける姿勢

この地域での事故が起こらないようにするために、参加者は常に主体的に話し合いに責任をもって参加し、ルールに変更が必要なのであれば適宜変更を行う。その際、このルールを守る水域利用者は真摯な態度でこの水域の将来の責任を持つことが大事です。

大岡川安全航行ガイドに関するお問い合わせ

URL : <http://www.oookagawa.org/>

一般社団法人大岡川川の駅運営委員会

090-3477-4789

その他関連団体

桜栈橋Eボート倶楽部・Y高ボート部・シーフレンズ・カヌー協会・水辺荘・横濱SUP倶楽部

大岡川安全航行ガイドの作成にあたっての協力機関

・神奈川県横浜川崎治水事務所 許認可指導課 河川第二課

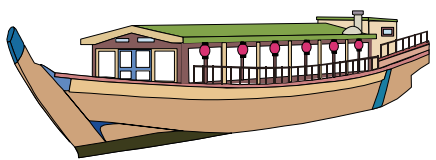
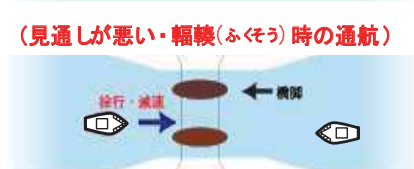
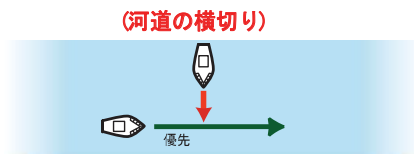
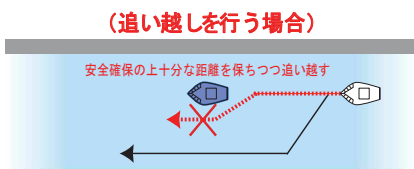
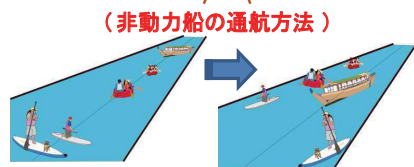
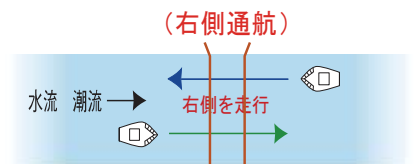
横浜市西区岡野二丁目12-20 TEL : 045-411-2500

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1945/>

・横浜市都市整備局都心再生課

横浜市中区港町一丁目1 TEL : 045-671-3782

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tosai/suijokotu/index.html>



01. 右側通航

・適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する場合、できる限り右側に寄って通航するものとする。

02. 非動力船の通航方法

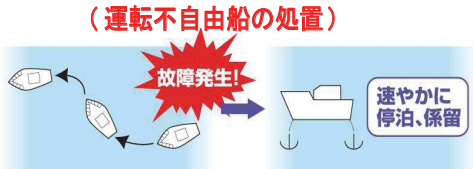
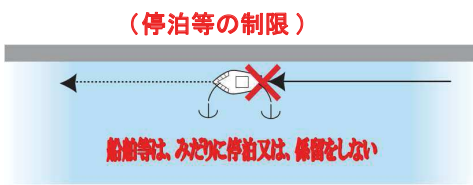
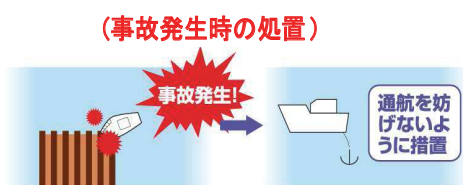
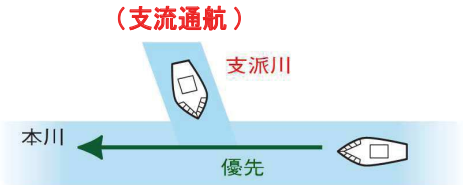
・非動力船の通航時は、動力船が水深の関係上中央付近の航行を余儀なくされる事を留意し、動力船に対して速やかに進路を譲ること。

03. 動力船の通航方法

- ① 追越しを行う場合は、危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の航行に支障を与えないよう十分な距離をもって追い越すものとする。
- ② 河道を横切の場合は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとする。
- ③ 行き合う場合において、衝突するおそれがあるときは、互いに進路を右に転じるものとする。
- ④ 河川を上流に向けて通航するものが、航路を譲るものとする。
- ⑤ 航行時に非動力船を発見した場合は、自船の起こす引き波の危険性を留意し、微速にて航行すること。
- ⑥ 初心者、不慣れな利用者がいることを留意し、対象水域を航行する際は最徐行を行う。

04. その他事項

- ① 対象水域を利用する各団体の代表は、先導者およびガイド役に救命の技術の習得並びに救命施設の場所、危険回避の為のスキルアップを指導すること。
- ② 対象水域を利用する団体は、相互理解の精神をもち、安全に楽しく使える河川にするために努力すること。
- ③ 栈橋を利用する者は、安全確保のために救命胴衣を装着すること。
- ④ ゴミは川に捨てない、出たゴミは持ち帰る。



(支流通航)

(停泊等の制限)

(事故発生時の処置)

(運転不自由船の処置)